

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)及び尼崎市浴場業に関する条例(平成24年尼崎市条例第62号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平25規則26・一部改正)

(営業許可書の交付)

第2条 市長は、法第2条第1項に規定する許可をしたときは、当該許可を申請した者に営業許可書を交付するものとする。

(昭62規則33・平25規則26・一部改正)

(営業者の死亡等の届出)

第3条 条例第5条の規定による届出は、同条各号に掲げる事由が生じた後、遅滞なく、変更等届出書に前条の営業許可書その他市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

(昭61規則38・全改、昭62規則33・一部改正、平25規則26・全改)

(施行の細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(昭62規則33・全改、平25規則26・旧第6条繰上・一部改正)

付 則

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則(昭和61年6月24日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の規定により定められた様式については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和62年3月30日規則第33号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成16年12月24日規則第78号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第26号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。